

議案第 19 号

飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について

飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

男性不妊治療を特定不妊治療の対象とするための改正

## 飛驒市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例

飛驒市不妊治療費助成金条例（平成16年飛驒市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「体外受精及び顕微授精」の次に「による不妊治療（男性不妊治療のうち、当該不妊治療の一環として行う精子回収術を含む。）」を加える。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

飛騨市不妊治療費助成金条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (対象者)</p> <p>第2条 助成金の交付を受けることのできる者は、次の要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長が規則で定めるところにより指定する医療機関において特定不妊治療（体外受精及び顕微授精_____をいう。以下同じ。）又は一般不妊治療（特定不妊治療を除く不妊治療及び不妊検査をいう。以下同じ。）を受けた者</p> <p>(3) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (対象者)</p> <p>第2条 助成金の交付を受けることのできる者は、次の要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長が規則で定めるところにより指定する医療機関において特定不妊治療（体外受精及び顕微授精による不妊治療（男性不妊治療のうち、当該不妊治療の一環として行う精子回収術を含む。）をいう。以下同じ。）又は一般不妊治療（特定不妊治療を除く不妊治療及び不妊検査をいう。以下同じ。）を受けた者</p> <p>(3) 略</p> <p>以下 略</p>

## 飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例（案） 要旨

### 1. 改正の趣旨

これまで女性の不妊治療（体外受精及び顕微授精）に限定してきた特定不妊治療に男性の不妊治療を追加し、不妊治療費助成金制度の充実を図る。

### 2. 改正の内容

助成対象に、体外受精及び顕微授精の一環として行う精子回収術を加えるもの。

### 3. 施行日

平成29年4月1日